

■これまでの対応状況

- 東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生に当たり、廃棄物処理法や災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)等に基づいて、大量に発生した災害廃棄物の処理に寄与するため、無害化された再生資材(コンクリートくずや津波堆積物)を盛土材として活用することを検討。
- 環境省と連携し、昨年12月に事業実施主体である関係県及び森林管理局に対し、災害廃棄物由来の再生資材の活用基準、方法等に関する指導文書を発出。
- さらに、福島県内の災害廃棄物の再生資材活用については、海岸防災林での具体的な取扱い方法について、環境省及び(独)日本原子力研究開発機構(JAEA)と調整中。

■今後の対応方向

- 今後は、災害廃棄物の再生資材化及び海岸防災林の盛土材への活用の実行段階へ移行。
地域合意も含め、計画を作成のうえ、林野部局と廃棄物部局との間で資材の需要と供給のマッチングを図り、活用につなげていく考え。
- なお、農業農村整備事業、漁港及び漁港海岸の災害復旧事業等においても、路盤材、盛土材等に再生資材の活用を図っていく。

■再生資材の活用事例(千葉県旭市)

◎津波により発生した災害廃棄物



◎被災した海岸防災林



◎災害等廃棄物処理事業により
分別・無害化(事業主体:旭市)



◎無害化された津波堆積物(土砂)を
海岸防災林の盛土材として活用。



旭市と千葉県
(林務部局)
でマッチング

今後植栽予定